

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

従業員に支給する医療費補助

Q：当社では、従業員の福利厚生観点から、従業員が家族等が病気になり、従業員が一定額以上の医療費を支払ったときは、医療費の一部（1カ月当たり最高5万円）を補助することにしています。

このような補助金については、給与所得として所得税の源泉徴収が必要でしょうか。

A：非課税とされますので、源泉徴収の必要はありません。

【解説】

会社による医療費補助は、本来従業員が支払うべきものを会社が負担したものですから、基本的には給与所得に含まれるものとも考えられます。

しかし、ご質問の補助金のように、その補助が特定の役員等に限られるものでもなく、また、その金額も地位等に関係なく、支払った医療費の額等に応じて限度を設けて定められているような場合には、その支給は勤務の対価としての性質というよりも、従業員が家族等について医療を必要とする事実が生じその医療費負担を余儀なくされた従業員に対し、いわゆる見舞金としての性質が強いと思われれます。

したがって、相当の見舞金に属するものとして、非課税として取り扱って差し支えありませんので、所得税の源泉徴収の必要はありません。

